

昇降機・防火設備

定期報告を必要とする特定建築物の用途・規模・報告時期等一覧（政令指定のみ。草津市建築基準法施行細則による指定なし）

種別	対象特定建築設備等 (住宅内のみを昇降するものを除く)	報告時期
昇降機	① エレベーター、エスカレーター ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの）のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1トン以上のもの）を除く。	毎年
	② 小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る） ※昇降路のすべての出し入れ口の下端が床面よりも50cm以上高いものを除く。	H30年度から対象

種別	対象特定建築設備等 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く)	報告時期
防火設備	① 政令により定期報告が必要な建築物（※下表）に設けられる防火設備	毎年 H30年度から対象
	② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る） ・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・ 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） ・ 就寝用途の児童福祉施設等 	

対象建築物の用途	規模（いずれかに該当すれば報告対象となります） ※ 避難階以外の階を当該用途に供するもの。
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ・ 当該用途の床面積（客席部分）の合計が200㎡以上の場合 ・ 主階が1階にない場合 ・ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ・ 当該用途の床面積（客席部分）の合計が200㎡以上の場合 ・ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） 旅館、ホテル 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） 就寝用途の児童福祉施設等（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ・ 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ・ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ・ 当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上の場合
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ・ 2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上の場合 ・ 当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上の場合 ・ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

(※1) : 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）その他これに類するもの（※3）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム

(※2) : 学校に附属するものを除く

(※3) : 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。